

## 「富山大学名誉教授の会」会則

1. 本会は、富山大学名誉教授の会と称する。
2. 本会は、富山大学に関する下記の者を会員とする。
  - (1) 富山大学名誉教授
  - (2) 統合前の富山大学，富山医科薬科大学，高岡短期大学の名誉教授で，入会を希望する者
  - (3) 退会を希望する者は，申し出ることができる。
3. 本会の目的及び事業は，次のとおりとする。
  - (1) 富山大学の教育・研究・国際化の充実と発展に協力し，地域の活性化等に寄与する。
  - (2) 会員相互及び大学との連絡を密にし，親睦を図る。
  - (3) その他必要と思われる事業を行う。
4. 本会に下記役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 幹事 20名程度
  - (4) 監事 若干名
  - (5) 会計 1名（事務局）
5. 役員の交代にあたっては，現役員が次期役員候補者を推薦するものとする。また，次期会長候補者及び次期副会長候補者は，現幹事会から推薦するものとする。
6. 役員は，総会において選任する。
7. 役員の任期は，選出された総会開催日から，2年後の総会開催日までの2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
8. 本会は，毎年1回総会を開催し，事業計画等を審議する。
9. 本会の運営は役員で構成する幹事会が担当し，事務局は富山大学総務部総務グループに置く。なお，事務局の住所は，富山市五福3190番地富山大学総務部総務グループとする。
10. 本会の運営等に関する経費は，会費その他の収入をもってあてる。
11. 本会の会費は，年間2,000円とする。
12. 会則の改正は，総会の承認を要する。

### 附記

1. この会則は平成22年3月19日から施行する。
2. この会則は平成22年7月10日から施行する。
3. この会則は平成23年6月25日から施行する。
4. この会則は平成24年6月30日から施行する。
5. この会則は平成25年6月28日から施行する。